

東京都小学生バンドフェスティバル実施規定

(総 則)

- 第1条 本大会は、東京都小学校吹奏楽連盟から選出された団体が参加して、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、それぞれ毎年8月に実施する。
- 第2条 実施会場など必要事項は、その年度ごとに理事会で決定する。
- 第3条 出演順序は、部門で決定したとおりとする。
- 第4条 選出母体となる部門連盟は次のとおりとする。

(1) 東京都小学校吹奏楽連盟

(実施部門・実施方法)

- 第5条 ステージパフォーマンス部門及びマーチング部門に分けて実施する。ただし、同時に両部門に出場することはできない。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

2 マーチング・フリー部門

(参加規定)

- 第6条 参加人員は次のとおりとする。
- (1) ステージパフォーマンス部門 65名以内（指揮者は含まない。）
 - (2) マーチング部門 80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）
 - (3) マーチング・フリー部門 任意
- 第7条 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 参加形態は以下のとおりとする。
- ①単独校 従来どおりの参加形態
 - ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、校長の許可のもと編成する団体。
 - ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

- 第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

- 第9条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。
- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 第11条 演奏曲は部門の予選で演奏したものとする。
- 第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) (1) 作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。
(2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第13条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門・・・7分以内

マーチング部門・・・6分以内

第14条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第15条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

第16条 審査員は第3事業部会において推薦し、常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

2 審査員の人数は、原則として7名とする。

3 審査は、ステージパフォーマンス部門及びマーチング部門ごとに行い、審査方法は、第3事業部会で審議し、理事会の承認を必要とする。

第17条 表彰は、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞（マーチング・フリー部門は優秀賞・優良賞）のいずれかとする。その決定は、理事長と理事長が委嘱した判定委員会（副理事長・第3事業部長・該当部門理事長）が行う。

(支部代表)

第18条 全日本小学生バンドフェスティバルへ選出する団体数は、全国大会支部代表数設定基準に基づいて示された団体数とする。

(その他)

第19条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことが出来る。また、賞状・賞品の贈与を受けることが出来る。

第20条 その他、開催上の細目については、第3事業部会が定める。

第21条 この規定は、理事会の議決により改定することが出来る。

(附 則)

1 この東京都小学生バンドフェスティバル実施規定は、令和6年6月19日から施行する